

平成22年度 国立大学法人佐賀大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

学士課程教育の内容・成果に関する具体的方策

1. 全学教育機構設置準備室及び設置準備委員会を設置し、本学の中・長期ビジョン並びに本学の「学士力」に沿って新たな全学教育システム(教育カリキュラム, 教育組織等)を設計する。
2. 本学の「学士力」の方針に沿って各学部の「学位授与の方針」を定め、それに基づき「教育課程編成・実施の方針」を策定し、公表する。
3. 新たな全学教育システムのインターフェース領域において、分野横断的教育プログラムのカリキュラム及び実施方法等を検討し、その検討結果を新たな全学教育システムの設計に盛り込む。
- 4-1. 「単位制度の実質化」に向け、シラバスのさらなる充実や GPA の積極的な活用などを進める。
- 4-2. 「学位授与の方針」を考慮しつつ、各学部において学習成果を総合的に判断する取り組みを進める。

大学院課程教育の内容・成果に関する具体的方策

- 5-1. 全研究科共通科目, あるいは特定の研究科間における共通科目の創設に向けた検討を行う。
- 5-2. 各研究科ごとに教育目的に沿った「学位授与の方針」及びそれに基づいた「教育課程編成・実施の方針」を整理・明文化し、公表するとともに現行の教育プログラムの検証を行う。
6. 各研究センターやプロジェクト型研究を行う研究組織と関連研究科は、研究成果を大学院教育に活用する方法を検討する。
7. 年度計画番号 5-2 で定めた「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に沿って現行の教育・研究指導プロセス・方法の検証を行う。

入学者受け入れに関する具体的方策

【学士課程・大学院課程】

- 8-1. 学部及び研究科ごとに「入学者受け入れの方針」を作成し、公表する。
- 8-2. 「入学者受け入れの方針」に照らして各入試方法による入学者の追跡調査・解析を行ない、改善点を明確にする。

【学士課程】

9. 「入学者受け入れの方針」と、それに基づく本学の取り組みを高校及び受験者に理解・浸透させる方策を再検討し、現行の取り組みの見直しを行う。

【大学院課程】

10. 各研究科において、秋季入学制度を導入するために必要な入試方法、カリキュラム調整、教育体制、規程等の整備を開始する。

(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教養教育の実施体制に関する具体的方策

11. 全学教育機構設置準備室を設置し、教育改革推進部会の議論を踏まえつつ「全学教育機構(仮称)」における教員組織の枠組み、マネジメント体制等を設計する。

教職員の配置に関する具体的方策

- 12-1. 全学教育機構設置準備室において、全学教育に必要な教員の配置、教員組織の編成方針及び方法を策定し、編成準備を開始する。
- 12-2. 学部・研究科において「カリキュラム編成・実施方針」に即した教員配置のあり方を検証し、必要に応じて見直しを行う。

教育環境の整備に関する具体的方策

- 13-1. ICTを活用した教育環境の整備に必要な課題を抽出し、整備を進める。
- 13-2. 各学部等における自学自習環境スペースの拡充・充実を継続するとともに、附属図書館における学習環境を充実する。

教育の質の改善のためのシステムに関する具体的方策

- 14-1. ティーチング・ポートフォリオ導入の方針、方法、導入スケジュール等を定め、導入に向けた準備を開始する。
- 14-2. 教員の教育改善を支援するシステムの構築と、改善のためのPDCAサイクル機能強化に向けた取り組みの実施計画を策定する。

(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 15-1. ラーニング・ポートフォリオ導入の目的、方針、活用方法等に関する認識の全学的共有化を図るとともに、試験運用を実施し導入の準備を行う。

15-2. チューター制度の充実に向けて、ラーニング・ポートフォリオを効果的に活用するための学習支援実施要綱を検討し、現行のチューターマニュアル改訂の準備を行う。

15-3. 特別な支援を必要とする学生をサポートする学生による支援システム構築に向けた取り組みを推進する。

16-1. 現在の授業料免除制度や奨学金制度等について検証を行い、より充実した生活支援策を検討・実施する。

16-2. 課外活動やボランティア活動支援とともに、特に就職活動支援の取り組みを充実する。

16-3. 悩みを抱えている学生を早期に発見する仕組みの検討など、現行の学生メンタルヘルスケアシステムを改良し、強化する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

研究水準の向上に関する具体的方策

17-1. 基盤的研究環境の充実に加えて、研究活動の評価を踏まえた競争的な研究支援により、将来性のある基礎的・基盤的研究などの研究活動を活性化する。

17-2. 本学の教育研究者組織に適した若手採用スキームの設計や研究者支援策など、大学院生・ポスドクを含めた若手研究者の育成に向けた多面的な取り組みにより、研究活動の活性化を図る。

17-3. 総合研究戦略会議での「本学が重点的に取り組む研究の方向性」の検討を踏まえ、重点的研究としての評価・検証ルールを定め、学長のイニシアティブによる重点的研究推進の支援を行い、研究の高度化を図る。

研究成果の地域・社会への還元に関する具体的方策

18. 地域に密着した研究及び社会のニーズに応える重点的研究としての評価・検証ルールを定め、総合研究戦略会議での「本学が重点的に取り組む研究の方向性」の検討を踏まえ、学長のイニシアティブによる重点領域研究の推進の支援を行い、地域・社会のニーズに応える研究を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

研究の質の向上システムに関する具体的方策

19. 基礎的・基盤的研究及び重点領域研究の質の向上を図り、組織的に研究を推進するため、総合研究戦略会議の機能を充実する。

重点領域研究の推進体制に関する具体的方策

20. 地域に密着した研究及び社会のニーズに応える重点的研究としての評価・検証ルールを定め、総合研究戦略会議での「本学が重点的に取り組む研究の方向性」の検討を踏まえたプロジェクト型研究組織を設置し、研究推進の支援を行う。

21. 海洋エネルギー研究センターの共同利用・共同研究拠点としての機能を果たすとともに、評価・検証ルールに基づき「本学が重点的に取り組む領域研究の方向性」を踏まえた同センターの研究推進を支援する。

研究環境の整備に関する具体的方策

22. 本学の教育研究者組織に適した若手採用スキームの設計や若手研究者支援策など、人事制度を含めた人材育成システム整備に向けた多面的な取り組みを進める。

23. 女性研究者の研究環境整備や就労環境支援の取り組みを女性研究者支援プログラム(科振費)事業と連携し、推進する。

24. 現行の短期雇用制度の規程等を整備し、外国人研究者の受け入れを推進する。

25. 国内外の大学・研究機関との研究ネットワークの整備状況を把握し、共同研究推進上の課題を抽出し、解決に向けた取り組みを進める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

26. シーズマップの充実・提供を図るとともに地域ニーズとのマッチングのための課題を抽出する。

27. 「産学官包括連携協定」に基づいた連携・協働事業を実施するとともに新たな展開に向けた課題を抽出する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

28. 学術交流協定を結んだ大学等との交流状況を整理し、外国の大学との共同研究や共通教育プログラムの拡充を図る。

29-1. 海外サテライトを中心に海外拠点並びに留学生ネットワークを拡充し、質の高い留学生の受け入れ環境を整備する。

29-2. 日本語教育カリキュラムの実施や、授業コースの充実など、留学生用カリキュラムを強化する。

29-3. 私費外国人留学生向け奨学金の充実や留学生用宿舍の確保・斡旋など、これまでの留学生生活支援の取り組みを強化する。

29-4. 留学生の就職、インターンシップ等についての希望調査を実施し、留学生向け就職情報の提供、就職ガイダンス、キャリア教育等により就職支援を強化する。

30. 各部局等での外国人研究者の受け入れ状況を把握し、年度計画番号 24及び25と連動して、諸外国の研究者を積極的に受け入れるための環境の整備を検討する。

31. 国際交流センター(仮称)設置準備室を設置し、国際交流センター(仮称)の役割、業務内容、組織等を設計する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

地域包括医療の拠点としての役割を発揮するための具体的方策

- 32-1. がん診療連携拠点病院としての役割を十分に発揮できる地域医療連携室の組織と機能について検討する。
- 32-2. 佐賀県の地域医療再生計画に基づき、地域医療支援センター(仮称)及び地域医療支援学講座の設置準備等、計画を推進する。
- 33-1. 佐賀県診療録地域連携システムや ICT を活用した医療機関同士の情報交換・情報共有を促進し、医療連携の基盤整備を行う。
- 33-2. 佐賀県保健医療計画に基づき、佐賀県、医師会等と協力して地域連携パスを作成する。

医療の質の向上に関する具体的方策

- 34-1. 病院間相互チェックの実施や、医療安全管理マニュアル、医療安全管理ポケットマニュアル、インシデント速報システム、院内事故調査委員会制度等の検証・改善を行い、医療安全管理システムの強化を図る。
- 34-2. 院内感染症としての、肺炎、尿路感染症、カテーテル関連血流感染症の診療指針を作成する。
- 34-3. 県下研修認定医療機関の二次研修医の感染症診療研修を開始する。
- 34-4. 医療安全、院内感染研修会を計画的に実施する。
- 35-1. キャンサーボードによる腫瘍カンファレンスの常設など、横断的・包括的ながん診療体制の整備を進める。
- 35-2. がん登録体制の整備やがん診療の地域連携パスの作成等を進め、関連病院との連携・役割分担による効率的で質の高いがん診療を提供する。

臨床研究の推進に関する具体的方策

- 36-1. 病院医療情報システムからの臨床研究用データ抽出という視点で、診療データ検索機能の整備改善点を検討する。
- 36-2. 検査データ、処方を含んだ化学療法等のプロトコールの電子カルテ上での参照機能を作成する。
- 36-3. 佐賀県治験ネットワーク委員会を立ち上げ、臨床研究を推進する。
- 36-4. 専門家による講習会の開催や他大学の高度医療・先進医療情報の提供により、高度医療・先進医療の技術開発を推進する。

医療人育成に関する具体的方策

- 37-1. 研修医による市民対象の講座を行い、研修医のコミュニケーション能力評価を市民に行ってもらうことにより、実践力を高める。
- 37-2. コミュニケーションに不可欠な知識・技能に関して、看護部門等多職種者を指導・評価者として活用する。
- 37-3. どの診療科にも共通する基本的な臨床技能など、卒後臨床研修センターが看護部門と協力して、合同の教育企画を実施する。
- 37-4. シミュレーターを充実し、卒後臨床研修センターが各診療科と協力して、専門的なシミュレーション教育を企画運営する。

病院運営に関する具体的方策

- 38. 管理会計的手法による各診療科、中央部門の収支、手技、DPC と出来高との差額などの分析を行い、健全で効率的な病院運営を図る。
- 39. クリティカルパスの運用を拡大し、電子カルテ上での標準化と運用を推進する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

教育活動や学校運営の改善に関する具体的方策

- 40. 幼小・小中接続型教育プログラム開発のために領域や教科の接続に関する研究や、発達障害児を対象とする教育実践の研究と実証を附属学校園において行う。
- 41. 附属学校園は、教科的学力と心身の発達との関連などの教育課題に関する研究成果を研修会や協議会などを通じて発信する。
- 42-1. 文化教育学部は、「教育実践フィールド演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の連携や評価方法を整備し、実施体制の強化を図る。
- 42-2. 教育学研究科は、「教育実践フィールド研究」の検証を行うとともに、附属学校園での実施拡大を図る。
- 42-3. 文化教育学部と附属学校園は、医学部と連携した発達障害や不登校児童への支援力養成のために、実習やカリキュラム開発を更に進める。
- 43. 文化教育学部と附属学校園は、佐賀県教育委員会と連携し、共同して教育研究活動をするためのマネジメント体制を強化する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

戦略的な組織マネジメントに関する具体的方策

- 44-1. 学長室・各理事室体制及び学長補佐体制並びに拡大役員懇談会を充実強化し、学長の強いリーダーシップの下で戦略的な大学運営を行う。
- 44-2. 大学運営連絡会の機能充実により法人本部と部局の円滑な意思疎通を図るとともに、各部局等を含めた法人全体が一体化した運営を行う。

- 44-3. 経営協議会運営の工夫改善を行い、外部委員の大学運営への意見を活用し、その反映状況を公表する。
- 45-1. 学長裁量の経費を確保するとともに、評価・検証に基づいて、学長のリーダーシップにより、各種支援経費の配分や部長の権限と責任による柔軟、かつ効率的な執行が可能な予算配分を行う。
- 45-2. 教育研究組織の見直し、再編等に沿って戦略的な人員配置を行う。

教育研究組織編成の見直しの方向性

- 46-1. 経済学部 of 学部改組計画の概要を策定する。
- 46-2. 今後の教員需要動向等を踏まえ、文化教育学部学校教育課程の入学定員等の適正規模及び組織について検討する。
- 46-3. 平成 22 年度改組の工学系研究科(後期課程)の教育課程及び組織整備を着実に進める。
- 46-4. 平成 22 年度改組の農学研究科(修士課程)の教育課程及び組織整備を着実に進める。
- 46-5. 重点領域研究の在り方の見直しを含む新たな評価ルールの下で、総合研究戦略会議での「本学が重点的に取り組む研究の方向性」の検討を踏まえた柔軟な組織編成を行う仕組みの作成に着手する。また、プロジェクト型研究設置と並行して、既存の研究センターの組織の見直しを行う。
- 47. 平成 20 年度に改組した医学系研究科博士課程における入学者の受入れ状況、修学状況等を学年進行の推移を追って分析し、適切な入学定員規模の検討を進める。

ステークホルダーの活用による大学運営の改善に関する具体的方策

- 48. 種々のステークホルダーの区分と対応取組部署の整理を行い、各ステークホルダーのニーズ等を把握し、大学運営の改善に反映させるルートを明確にして、それぞれの取組計画を策定する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 49-1. 教育研究支援機能等を強化するための事務組織再編計画を策定する。
- 49-2. 本部と部局の業務分担や連携体制を再点検し、業務のスリム化、効率化を進める。また、ICT を活用した事務情報の一元管理とデジタル化など電子事務局化を推進する。
- 50. 大学事務職員に求められる職能と現行の研修等の分析を行い、研修体系及び内容を見直すとともに新たな人材養成システムの方針を策定する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 51. 外部研究資金の獲得に向けて、大学シーズや研究成果を発信し、企業等との共同研究、共同開発の活性化を図る。
- 52. 科学研究費及び他の公募型外部資金獲得に向けて、各部局、研究協力課並びに競争的資金対策室の取り組みを改善・強化する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

人件費の削減に関する具体的方策

- 53. 人員削減計画に基づき、人件費管理を適切に行う。なお、平成 22 年度は概ね 1% の人件費を削減する。

人件費以外の経費の削減に関する具体的方策

- 54. 他大学・他機関等における光熱水料の削減など、管理的経費の抑制に係る先進的な取り組みの調査を実施し、引き続き経費の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 55. 役職員宿舍の整備計画等策定に向けて、学内におけるニーズの調査を行うとともに、整備手法等の検討を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 56-1. 平成 21 年度に開発した Web で運用する「中期目標・中期計画の進捗管理システム」を全学的に稼働させ、年度計画の進捗状況管理並びに実績・データ等の収集作成作業の効率化を図る。
- 56-2. 「中期目標・中期計画の進捗管理システム」を活用した、効率的な自己点検・評価等の仕組みを検討し、試行する。
- 56-3. 現行の「評価結果の活用に関する指針及び要項」を見直し、より機動的に評価結果を大学運営の改善に反映させていく仕組みを検討する。
- 56-4. 監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に迅速に反映するために、監査結果に応じた対策検討チームを学長のリーダーシップの下に立ち上げ、改善を図る仕組みを検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 57-1. 教育研究活動や大学運営に関する情報を効果的に発信する。
- 57-2. 発信する情報をステークホルダーに分かりやすい内容・形で提供・発信するための工夫を進める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 58-1. 老朽施設及びライフライン整備に係る年次計画を策定し、改善整備に向けた取り組みを更に推進する。
- 58-2. 施設利用状況の現地点検調査や改修による共用スペースの創出など、施設の有効活用マネジメントを更に推進する。

59. 附属病院再整備計画に基づき、附属病院再整備の概算要求及び基本設計を行う。

2 安全管理と環境に関する目標を達成するための措置

60-1. 安全衛生管理に関わる有資格者の育成、講習会等による安全衛生の啓発、薬品管理の強化、作業環境測定に基づいた環境整備など、安全衛生に関する全学的な取り組みを推進する。

60-2. 「佐賀大学災害対策マニュアル」に沿って防災訓練等を実施し、また、学生に対しては「安全の手引き」を周知し、有事に備える。

61-1. 「エコアクション 21」の取組における内部監査員の養成や取組状況の部局間相互評価の実施など、環境マネジメントシステムの整備を進める。

61-2. 学生・教職員に対する環境教育を推進するとともに、学生による「エコアクション 21」の取り組みを支援する。

3 情報基盤の強化に関する目標を達成するための措置

62. 情報セキュリティポリシーに基づいて、情報セキュリティ・リテラシ講習の実施や規程等の整備を継続して実施するとともに、平成 21 年度に導入のセキュリティ対策システムによる技術的対策を強化する。

4 男女共同参画の推進に関する目標を達成するための措置

63. ワークライフバランスに配慮した働きやすい環境を整備するための行動計画を策定する。

5 法令遵守に関する目標を達成するための措置

64. 法令遵守の基本方針及び実施計画を策定する。